

西米良村告示第31号

令和2年第2回西米良村議会定例会を次のとおり招集する。

令和2年5月21日

西米良村長 黒木 定藏

1 期 日 令和2年6月5日(金)

2 場 所 西米良村役場議場

○開会日に応招した議員

黒木 竜二君

児玉 義和君

白石 幸喜君

上米良 玲君

濱砂 征夫君

上米良秀俊君

濱砂 恒光君

○6月5日に応招した議員

同 上

○応招しなかった議員

令和2年 第2回 (定例) 西 米 良 村 議 会 会 議 録 (第1日)

令和2年6月5日 (金曜日)

議事日程 (第1号)

令和2年6月5日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告 議長報告 (例月現金出納検査及び定期監査実施報告)
- 日程第4 報告第3号 専決処分した事件の承認について (西米良村税条例等の一部を改正する条例について)
- 日程第5 報告第4号 専決処分した事件の承認について (西米良村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について)
- 日程第6 報告第5号 専決処分した事件の承認について (西米良村介護保険条例の一部を改正する条例について)
- 日程第7 報告第6号 専決処分した事件の承認について (損害賠償額の決定及び和解について)
- 日程第8 報告第7号 専決処分した事件の承認について (令和2年度西米良村一般会計補正予算 (第2号))
- 日程第9 報告第8号 平成31年度西米良村一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第10 議案第30号 西米良村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第31号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第32号 西米良村税条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第33号 西米良村重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第34号 令和2年度西米良村デジタル防災行政無線整備工事 (移動系)

の工事請負契約について

- 日程第15 議案第35号 令和2年度（令和元年発生）林道竹元谷線災害復旧工事台風17号3号箇所の工事請負契約について
- 日程第16 議案第36号 西米良村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第17 議案第37号 令和2年度西米良村一般会計補正予算（第3号）
- 日程第18 一般質問 1番議員 黒木 竜二

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告 議長報告（例月現金出納検査及び定期監査実施報告）
- 日程第4 報告第3号 専決処分した事件の承認について（西米良村税条例等の一部を改正する条例について）
- 日程第5 報告第4号 専決処分した事件の承認について（西米良村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）
- 日程第6 報告第5号 専決処分した事件の承認について（西米良村介護保険条例の一部を改正する条例について）
- 日程第7 報告第6号 専決処分した事件の承認について（損害賠償額の決定及び和解について）
- 日程第8 報告第7号 専決処分した事件の承認について（令和2年度西米良村一般会計補正予算（第2号））
- 日程第9 報告第8号 平成31年度西米良村一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第10 議案第30号 西米良村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第31号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

- 日程第12 議案第32号 西米良村税条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第33号 西米良村重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第34号 令和2年度西米良村デジタル防災行政無線整備工事（移動系）の工事請負契約について
- 日程第15 議案第35号 令和2年度（令和元年発生）林道竹元谷線災害復旧工事台風17号3号箇所の工事請負契約について
- 日程第16 議案第36号 西米良村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第17 議案第37号 令和2年度西米良村一般会計補正予算（第3号）
- 日程第18 一般質問 1番議員 黒木 竜二

出席議員（7名）

1番	黒木 竜二君	2番	児玉 義和君
3番	白石 幸喜君	4番	上米良 玲君
5番	瀨砂 征夫君	6番	上米良秀俊君
7番	瀨砂 恒光君		

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

8番

事務局出席職員職氏名

事務局長	土持 光浩君	書記	前田 里菜君
------	--------	----	--------

説明のため出席した者の職氏名

村長	-----	黒木 定藏君	副村長	-----	梅本 昌成君
----	-------	--------	-----	-------	--------

教育長-----	古川 信夫君	総務課長 -----	牧 幸洋君
むら創生課長-----	土居 博和君	会計管理者-----	田爪 健二君
福祉健康課長-----	吉丸 和弘君	村民課長 -----	渡邊 智紀君
建設課長-----	上米良 敦君	農林振興課長-----	濱砂 亨君
教育総務課長-----	山田 高大君	診療所事務長-----	濱砂 雅彦君
代表監査員-----	黒木 正近君		

午前10時00分開会

○事務局長（土持 光浩君） 一同、ご起立ください。一同礼、ご着席ください。

○議長（濱砂 恒光君） ただ今の出席議員は7名です。定足数に達していますので、ただ今から、令和2年第2回西米良村議会定例会を開会します。これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

ただちに議事に入ります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（濱砂 恒光君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、2番、児玉 義和君、3番、白石 幸喜君を指名します。

日程第2. 会期の決定について

○議長（濱砂 恒光君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。第2回定例会の会期は、先の議会運営委員会において、本日の1日間と予定していますが、決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 恒光君） 異議なしと認めます。

従って、会期は本日の1日間と決定しました。

なお、本日の日程は、お手元の議事日程第1号のとおりでありますので、ご了承く

ださい。

日程第3. 諸般の報告

○議長（濱砂 恒光君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から報告のあった3月以降の例月現金出納検査及び定期監査の監査意見に關しましては、各議員のお手元に配布しております写しのとおりでありますので、ご了承願います。

日程第4. 報告第3号

○議長（濱砂 恒光君） 日程第4、報告第3号、専決処分した事件の承認について（西米良村税条例等の一部を改正する条例について）を議題とします。提出者の説明を求めます。

○村長（黒木 定藏君） 議長。

○議長（濱砂 恒光君） 村長。

○村長（黒木 定藏君） ただ今提案理由の説明のお許しをいただきましたが、その前に一言だけご挨拶を申し上げます。

今世界中では、世を震撼させるコロナウイルス対策の取り組み、その感染防止の終息に向けた必死の取り組みがされているところでございます。国内にありましても、東京、神奈川、北海道、福岡などにおきまして、依然として一定の感染者が日々発生をいたしておきまして、非常に不安や心配が募っているのも現状でございます。

本村におきましては、国、県とこういたしまして、12回にわたるコロナ対策会議を開きながら、その都度対応策を打ってきたところでございます。今後も、本村でも常時感染のリスクはあるものと考えまして、村民総参加で対策を講じていかなきゃならないと存じております。一方、村民の生活の安定のための経済対策につきましても、極めて重要な課題でありますから、同時並行的にやっっていかなきゃならないと思うところであります。本議会におきましても、それらに関する議案もお願いを申し上げますので、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

当面は残念ながらウィズコロナという考え方の下に村民の皆様共々に新しい生活様

式を早く日常化しながら、コロナを乗り越えるという意気込みで取り組んでまいりたいと思いますので、本議会並びに村民の皆様方に従前の増してのご理解、ご協力をお願い申し上げます。

さて、ただ今上程いただきました、報告第3号、専決処分した事件の承認について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は令和2年3月31日付けで行った、西米良村税条例等の一部を改正する条例に係る専決処分につきまして、地方自治法第179条第3項の規定により、議会に報告し承認を求めるものであります。今回、地方税法等の一部を改正する法律が、令和2年3月31日に交付されたことに伴い、西米良村税条例等の一部を改正するものであります。改正の主なものは、個人の住民税に係る非課税措置について、一人親を規定し、一人親控除を追加する改正のほか、固定資産税の納税義務者についても、使用者を所有者とみなすことができるよう改正するもの、また、肉用牛の売買に係る事業所得及び優良住宅のための譲渡所得に係る課税の特例を延長するというものでございます。その他法律の改正に合わせまして、規定の整備を行い改元に係る業務について改正を行ったものであります。以上、提案理由についてご説明を申し上げましたが、詳細につきましては、ご質疑に応じまして担当課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議のうえご承認賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（濱砂 恒光君） 提出者の説明が終わりました。これから質疑を行います。報告第3号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 恒光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 恒光君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、報告第3号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 恒光君） 異議なしと認めます。従って、報告第3号専決処分した事件

の承認について（西米良村税条例等の一部を改正する条例について）は、原案のとおり承認されました。

日程第5. 報告第4号

○議長（濱砂 恒光君） 日程第5 報告第4号、専決処分した事件の承認について（西米良村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）を議題とします。提出者の説明を求めます。

○村長（黒木 定藏君） 議長。

○議長（濱砂 恒光君） 村長。

○村長（黒木 定藏君） ただ今上程いただきました、報告第4号、専決処分した事件の承認について、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は令和2年4月21日付けで行いました、西米良村国民健康保険税条例の一部を改正する条例に係る専決処分につきまして、地方自治法第179条第3項の規定により、議会に報告し承認を求めるものでございます。

今回の条例改正は、令和2年税制大綱に基づき諸般の改正を行うものであります。国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を61万円から63万円に、介護納付金課税額に係る課税限度額を16万円から17万円に引き上げるものであります。また、減額の対象となる所得の基準につきましては、5割軽減の判定所得の算定におきまして、被保険者の数に乗すべき金額を28万円から28万5,000円に、2割軽減の対象となる世帯を51万円から52万円にそれぞれ引き上げるものであります。以上、報告第4号について、ご説明申し上げます。本案は先に開催されました国保運営協議会に諮問し、異議なしとの答申をいただいたところであります。詳細につきましては、ご質疑に応じまして担当課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議のうえご承認賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（濱砂 恒光君） 提出者の説明が終わりました。これから質疑を行います。報告第4号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 恒光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論はあり

ませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 恒光君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、報告第4号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 恒光君） 異議なしと認めます。従って、報告第4号、専決処分した事件の承認について（西米良村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）は、原案のとおり承認されました。

日程第6. 報告第5号

○議長（濱砂 恒光君） 日程第6 報告第5号専決処分した事件の承認について（西米良村介護保険条例の一部を改正する条例について）を議題とします。提出者の説明を求めます。

○村長（黒木 定藏君） 議長。

○議長（濱砂 恒光君） 村長。

○村長（黒木 定藏君） ただ今上程いただきました、報告第5号、専決処分した事件の承認について、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は令和2年4月21日付けで行いました、西米良村介護保険条例の一部を改正する条例に係る専決処分につきまして、地方自治法第179条第3項の規定により、議会に報告し承認を求めるものであります。

今回の条例改正は、令和元年10月の消費税増税に伴い、低所得者に係る介護保険料が軽減されることになりましたので、介護保険条例の一部を次のとおり改正するものであります。介護保険料につきましては、第1段階から第9段階の年間保険料が設定されておりますが、第1段階から第3段階の年間保険料をそれぞれ引き下げるものであります。以上、報告第5号について、ご説明申し上げましたが、詳細につきましては、ご質疑に応じまして担当課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議のうえご承認賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（濱砂 恒光君） 提出者の説明が終わりました。これから質疑を行います。報告第5号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 恒光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 恒光君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、報告第5号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 恒光君） 異議なしと認めます。従って、報告第5号専決処分した事件の承認について（西米良村介護保険条例の一部を改正する条例について）は、原案のとおり承認されました。

日程第7. 報告第6号

○議長（濱砂 恒光君） 日程第7 報告第6号、専決処分した事件の承認について（損害賠償額の決定及び和解について）を議題とします。提出者の説明を求めます。

○村長（黒木 定藏君） 議長。

○議長（濱砂 恒光君） 村長。

○村長（黒木 定藏君） ただ今上程いただきました、報告第6号、専決処分した事件の承認について、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、令和2年5月7日付けで行った専決処分につきまして、地方自治法第180条第2項の規定により、議会に報告し承認を求めるものであります。

今回の事案は、令和2年4月27日午後3時頃、西米良村大字村所字崩之平地内、村道山中線において、法面から落石がございまして、路上に停車していた濱砂勝義氏所有の軽貨物自動車に当たり、フロントガラスを破損したものでございます。損害賠償金額は、5万3,207円でございます。相手方とすでに和解もいたしておるところであります。以上、報告第6号について、ご説明申し上げましたが、詳細につきましては

しては、ご質疑に応じまして、担当課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議のうえご承認賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（濱砂 恒光君） 提出者の説明が終わりました。これから質疑を行います。報告第6号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 恒光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 恒光君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、報告第6号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 恒光君） 異議なしと認めます。従って、報告第6号、専決処分した事件の承認について（損害賠償額の決定及び和解について）は、原案のとおり承認されました。

日程第8. 報告第7号

○議長（濱砂 恒光君） 日程第8 報告第7号、専決処分した事件の承認について（令和2年度西米良村一般会計補正予算（第2号））を議題とします。提出者の説明を求めます。

○村長（黒木 定藏君） 議長。

○議長（濱砂 恒光君） 村長。

○村長（黒木 定藏君） ただ今上程いただきました、報告第7号、専決処分した事件の承認について、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は令和2年4月24日付けで行いました、令和2年度西米良村一般会計補正予算（第2号）に係る専決処分につきまして、地方自治法第179条第3項の規定によりまして、議会に報告し承認を求めるものであります。

今回の補正は、1億2,118万1,000円を追加いたしまして、歳入歳出とも

に27億1,795万4,000円とするものであります。主な歳入につきましては、国庫補助金1億2,068万1,000円の増額につきましては、令和2年4月20日に閣議議決定されました国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に係る特別定額給付交付金及び子育て世帯への臨時特別給付交付金等でございます。

主な歳出について申し上げます。総務費1億1,870万5,000円の増額につきましては、特別定額給付金交付金事業に係る経費でございます。民生費247万6,000円の増額は、子育て世帯への臨時特別給付金交付事業に係る経費でございます。以上、提案理由を申し上げますが、詳細につきましては、ご質疑に応じまして担当課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議のうえご承認賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（濱砂 恒光君） 提出者の説明が終わりました。これより質疑を行います。報告第7号について質疑はありませんか。

○議員（3番 白石 幸喜君） 議長。

○議長（濱砂 恒光君） 3番、白石 幸喜君。

○議員（3番 白石 幸喜君） 担当課長にお伺いしたいと思います。歳出の総務費の総務管理費ですが、システム改修委託料300万円予算が計上されてございましたが、大きな額であります、何のシステム改修の委託料かを伺います。先ほど村長のご説明にもありましたが、特別定額給付金いわゆる一人10万円という給付事業であります。それと、民生費の中の子育て世帯への臨時特別給付金、対象児童一人につき1万円ということになるかと思いますが、一部自治体では、トラブルも発生しているというふうにメディア等で放送されておりますし、聞き及んでおりますが、本村では順調に進んでいると認識をしております。現在の申請状況と給付状況についてそれぞれ伺いたいと思います。

○総務課長（牧 幸洋君） 議長。

○議長（濱砂 恒光君） 総務課長。

○総務課長（牧 幸洋君） ただ今の、白石議員のほうからありました質問についてお答えをしたいと思います。まず初めにシステムの改修委託料につきまして、300万円ということで計上させていただいておりますけども、こちらは住基システム等を改

修しまして、給付金事務を可能とする改修ということになっております。改修することによりまして、申請書の発行、決定通知書の発行をスムーズに行えるようにするというのでの改修ということになります。実際300万円計上しておりますが、後程の補正でも説明すると思いますが、そこまではかかっていないというのが現状でございます。二つ目に進捗の状況でございます、本日9時現在でございますね、対象者数が578世帯対しまして、申請者が576世帯、残り2世帯というような状況になっておりまして、順調に進んでおるということでございます。率にしまして99%以上ということですので、本日中にでも申請は全て終わるかと思っております。終わりましたら数日中に支出の手続きをいたしますので、来週の頭にでも振り込まれることになるかというふうに考えているところでございます。以上です。

○福祉健康課長（吉丸 和弘君） 議長。

○議長（濱砂 恒光君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（吉丸 和弘君） ただ今のご質問にお答えいたします。子供子育ての臨時特別給付金でございますが、これにつきましては、申請者から特別な申請をいただく訳ではございません、児童手当を受けている方に、内容としましては受取らない方は申し出て下さいというようなことをやっております、6月12日に振り込みをさせていただくということで準備をさせていただいております。以上です。

○村長（黒木 定藏君） 議長。

○議長（濱砂 恒光君） 村長。

○村長（黒木 定藏君） 特別給付金につきましては、私のほうからもお願いいたします。西米良村全員に必ずもらっていただきたい、病気の方、また、一人暮らしの方、また、高齢でなかなかご理解できない方等もいらっしゃいますが、しらみつぶしにしても、全員もらっていただくという形で取組ましていただいた結果が、以上であります。なお、不要と言われる方が1名ございました。

○議員（3番 白石 幸喜君） 議長。

○議長（濱砂 恒光君） 3番、白石 幸喜君。

○議員（3番 白石 幸喜君） 素晴らしい高い率だと思っておりますが、民生費の中の子育て世帯、申請はないということではございますが、対象者はどのくらいになる

でしょうか。

○福祉健康課長（吉丸 和弘君） 議長。

○議長（濱砂 恒光君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（吉丸 和弘君） この予算を見ていただきますとですね、負担金のとこに154万円組んでおりますが、児童一人当たり1万円ということですので150人前後と考えております。

○議長（濱砂 恒光君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 恒光君） これで質疑を終わります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 恒光君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、報告第7号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 恒光君） 異議なしと認めます。従って、報告第7号、専決処分した事件の承認について（令和2年度西米良村一般会計補正予算（第2号））は、原案のとおり承認されました。

日程第9. 報告第8号

○議長（濱砂 恒光君） 日程第9 報告第8号、平成31年度西米良村一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。提出者の説明を求めます。

○村長（黒木 定藏君） 議長。

○議長（濱砂 恒光君） 村長。

○村長（黒木 定藏君） ただ今上程いただきました、報告第8号、平成31年度西米良村一般会計繰越明許費繰越計算書につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、先の第1回定例会において可決いただきました、平成31年度西米良村一般会計繰越明許費につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりまして、繰越計算書を調整し本議会にご報告するものでございます。

主な繰越内容について申し上げます。西米良村立ふたば園新園舎建設事業1億4,820万5,000円は、認定こども園の建設工事管理委託料及び建設工事請負費などで、特定財源はふたば園整備基金でございます。防災無線等整備事業3億524万9,000円につきましては、IP告知端末の更新整備事業の委託料及びデジタル防災行政無線同報系の整備工事請負費などで、特定財源といたしましては、起債及び情報網整備基金となっております。次に、林業用の施設災害復旧事業費1億305万円は、村内の林道4路線における災害復旧に係る工事請負費で、特定財源は県補助金及び災害復旧事業債等でございます。この他公共土木施設災害復旧事業費等、全16事業で総額6億6,264万3,000円となっております。以上、提案理由について、ご説明申し上げましたが、詳細につきましては、ご質疑に応じまして、担当課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議のうえご承認賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（濱砂 恒光君） 提出者の説明が終わりました。これから質疑を行います。報告第8号について質疑はありませんか。

○議員（6番 上米良 秀俊君） 議長。

○議長（濱砂 恒光君） 6番、上米良 秀俊君。

○議員（6番 上米良 秀俊君） 担当課長にお伺いいたしますが、現在進められています村立ふたば園についてでございますが、現在の工事の進捗状況について教えていただければと思います。

○福祉健康課長（吉丸 和弘君） 議長。

○議長（濱砂 恒光君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（吉丸 和弘君） ただ今のご質問のお答えいたします。ふたば園の建設につきましては、前回の議会でも報告をさせていただきましたが、遅れておりました、8月の開園を目指して今準備をしております。これについては、スムーズに進んでおりました、大体外観が完成をいたしております。今、内装のほうをしております、それが終わりましたら今度は外構ということで、全て終わって8月からスタートできるものと考えております。以上です。

○議員（6番 上米良 秀俊君） 議長。

○議長（濱砂 恒光君） 6番、上米良 秀俊君。

○議員（6番 上米良 秀俊君） 了解しました。

○議長（濱砂 恒光君） これで質疑を終わります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 恒光君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、報告第8号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 恒光君） 異議なしと認めます。従って、報告第8号、平成31年度西米良村一般会計繰越明許費繰越計算書については、原案のとおり承認されました。

日程第10. 議案第30号

日程第11. 議案第31号

○議長（濱砂 恒光君） 日程第10 議案第30号、西米良村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、日程第11、議案第31号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の2議案を一括議題とします。提出者の説明を求めます。

○村長（黒木 定藏君） 議長。

○議長（濱砂 恒光君） 村長。

○村長（黒木 定藏君） ただ今、議案第30号及び議案第31号につきまして、一括上程をいただきましたので、まず、議案第30号からご説明を申し上げます。

議案第30号、西米良村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。今回の改正は時間外労働の割り増し賃金に関する労働基準法の改正に基づいて行われました、人事院勧告の見直しに準じ本村におきましても、月60時間を超える時間外勤務につきまして、支給割合を引き上げるというものでございます。

次に、議案第31号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。今回の改正は議案第30号でご説明申し上げ

ましたとおり、一月の時間外勤務が60時間を超えた職員に対し、当該の上乗せ分の超過勤務相当分を有給休暇として指定することができる時間外勤務代休時間制度を新設するものでございます。以上、議案第30号及び議案第31号につきましての提案理由の説明でございます。詳細につきましては、ご質疑に応じまして、担当課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議のうえ可決賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（濱砂 恒光君） 提出者の説明が終わりました。これから質疑を行います。
議案第30号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 恒光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 恒光君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第30号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 恒光君） 異議なしと認めます。従って、議案第30号、西米良村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○議長（濱砂 恒光君） 議案第31号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 恒光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論はありませんか。

○議長（濱砂 恒光君） これで質疑を終わります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 恒光君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第31号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（濱砂 恒光君） 異議なしと認めます。従って、議案第31号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第12. 議案第32号

- 議長（濱砂 恒光君） 日程第12 議案第32号、西米良村税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提出者の説明を求めます。

○村長（黒木 定藏君） 議長。

○議長（濱砂 恒光君） 村長。

- 村長（黒木 定藏君） ただ今上程をいただきました、議案第32号、西米良村税条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律が令和2年4月30日に交付されたことに伴い、西米良村税条例の一部を改正するものであります。主な改正といたしましては、新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続きや寄付金税額控除の特例を規定するほか、軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減及び住宅借入金等、特別税額控除の適用期限を延長するというものでございます。その他法律の改正に合わせて規定の整備を行ったところでございます。

以上、提案理由のご説明を申し上げましたが、詳細につきましては、ご質疑に応じまして、担当課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議のうえ可決賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

- 議長（濱砂 恒光君） 提出者の説明が終わりました。これから質疑を行います。議案第32号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（濱砂 恒光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（濱砂 恒光君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第32号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定す

ることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 恒光君） 異議なしと認めます。従って、議案第32号、西米良村税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第13. 議案第33号

○議長（濱砂 恒光君） 日程第13 議案第33号、西米良村重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提出者の説明を求めます。

○村長（黒木 定藏君） 議長。

○議長（濱砂 恒光君） 村長。

○村長（黒木 定藏君） ただ今上程をいただきました、議案第33号、西米良村重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。今回の改正は、重度心身障害者医療費助成につきまして、県の補助金交付要領改正に伴い行うものでございます。現行は重度心身障害者が、県内の保険医療機関を外来で受診した際に個人負担金分を一旦支払っていただき、その後領収書を保健センターに持っていくことによって、その分を助成するという、いわゆる償還払いとなっておりますが、令和2年8月診療分より村から保険医療機関等へ個人負担分を直接支払う、現物給付となる訳であります。これによりまして、重度心身障害者の医療費助成が円滑に行われるようになるというふうに考えられます。

以上、提案理由のご説明を申し上げましたが、詳細につきましては、ご質疑に応じまして、担当課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議のうえ可決賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（濱砂 恒光君） 提出者の説明が終わりました。これから質疑を行います。議案第33号について質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 恒光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 恒光君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第33号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 恒光君） 異議なしと認めます。従って、議案第33号、西米良村重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第14. 議案第34号

○議長（濱砂 恒光君） 日程第14 議案第34号、令和2年度西米良村デジタル防災行政無線整備工事（移動系）の工事請負契約についてを議題とします。提出者の説明を求めます。

○村長（黒木 定藏君） 議長。

○議長（濱砂 恒光君） 村長。

○村長（黒木 定藏君） ただ今上程をいただきました、議案第34号、令和2年度西米良村デジタル防災行政無線整備工事（移動系）の工事請負契約につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本件は、昨年度より進められております西米良村防災行政無線のデジタル化に伴う整備工事のうち、本年度に実施を予定しているもので、主に消防団等が使用いたしておりますハンディ機や車載機、いわゆる車に付けるものなどの移動系について、工事請負契約をいたしたいというものであります。去る5月28日、指名競争入札を執行した結果落札に至りましたので、この契約に当たり議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき本議会に付議し、その承認を求めらるるものでございます。それでは、工事請負契約内容について別紙を朗読いたします。

工事名 令和2年度西米良村デジタル防災行政無線整備工事（移動系）

工事場所 西米良村大字村所15番地外

請負業者 エコー電子工業株式会社 本社責任者 守 正幸

請負金額 8,470万円

以上、提案理由のご説明を申し上げましたが、詳細につきましては、ご質疑に応じまして、担当課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議のうえ可決賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（濱砂 恒光君） 提出者の説明が終わりました。これから質疑を行います。

議案第34号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 恒光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 恒光君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第34号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 恒光君） 異議なしと認めます。従って、議案第34号、令和2年度西米良村デジタル防災行政無線整備工事（移動系）の工事請負契約については、原案のとおり可決されました。

日程第15. 議案第35号

○議長（濱砂 恒光君） 日程第15 議案第35号、令和2年度（令和元年発生）林道竹元谷線災害復旧工事台風17号3号箇所工事請負契約についてを議題とします。提出者の説明を求めます。

○村長（黒木 定藏君） 議長。

○議長（濱砂 恒光君） 村長。

○村長（黒木 定藏君） ただ今上程をいただきました、議案第35号、令和2年度（令和元年発生）林道竹元谷線災害復旧工事台風17号3号箇所工事請負契約につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

去る5月28日に指名業者6社によります指名競争入札を執行いたしました結果、落

札にいたりましたので、契約の締結に当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定によりまして本議会に付議をいたすものであります。本件は令和元年度台風17号により被災いたしました林道竹元谷線の災害復旧工事でございます。それでは、本契約の内容につきまして別紙を朗読いたします。

工事名 令和2年度（令和元年発生）林道竹元谷線災害復旧工事台風17号3号
箇所

工事場所 西米良村大字板谷字竹之元

請負業者 河野建設株式会社 代表取締役 河野 孝文

請負金額 1億1,319万円

以上、議案第35号についてご説明を申し上げましたが、詳細につきましては、ご質疑に応じまして、担当課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議のうえ可決賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（濱砂 恒光君） 提出者の説明が終わりました。これから質疑を行います。

議案第35号について質疑はありませんか。

○議員（1番 黒木 竜二君） 議長。

○議長（濱砂 恒光君） 1番、黒木 竜二君。

○議員（1番 黒木 竜二君） 請負のことについてはないんですけども、去る5月16日にですね、35ミリぐらいの雨量が降りました。その時にワイヤー切断ということで、竹之元のサイレンがずっと鳴り続けて、2時間程度だったと思うんですけど、その日に5名の方を避難させました、松之元にですね。消防の方が避難させていただきました。その際にドコモの携帯が繋がらないという状況で、だいぶ慌てた経緯がございます。ワイヤー切断の理由とドコモ回線の不通になった理由というのを教えていただければと思います。

○建設課長（上米良 敦君） 議長。

○議長（濱砂 恒光君） 建設課長。

○建設課長（上米良 敦君） ただ今の黒木議員のご質問にお答えいたします。ワイヤーセンサーが反応したのは、河川内にありました元々流れてきた木が降雨でワイヤーに引っかかって切断したということで、センサーが働いたものであります。以上

です。

○総務課長（牧 幸洋君） 議長。

○議長（濱砂 恒光君） 総務課長。

○総務課長（牧 幸洋君） 先程のご質問にお答えしたいと思います。ドコモの不通についてはですね、細かい技術的なところは分からないんですけども、ドコモ社とNTTが使っておる線ですね、そちらの不具合ということですね、一時的に村内の広域にわたりまして、ドコモの携帯が使えなくなったというふうには聞いております。以上です。

○議員（1番 黒木 竜二君） 議長。

○議長（濱砂 恒光君） 1番、黒木 竜二君。

○議員（1番 黒木 竜二君） 承知しました。今から梅雨前線、昨年も90ミリ程度の竹元谷が崩壊したときもそういう雨が降ったんですけども、今から先梅雨前線なり、台風なりということで、回線の不通という恐れがあると思いますので、先程の防災無線であるとかの活用がスムーズにいくような形で防災体制を強化してもらえればと思います。以上です。

○村長（黒木 定藏君） 議長。

○議長（濱砂 恒光君） 村長。

○村長（黒木 定藏君） 補足説明をいたします。今議員がおっしゃいましたようなことがございました。その時に避難をするか、しないかという判断がございました。当時はまだはっきり河川のやつが切れたということまでは、分かっておりませんでした。しかし、いわゆる増水そのものは、そんなにないという状況でございましたが、一応設置されたサイレンが鳴った以上は、一応安全のために避難していただくということで、対応させてもらった経緯がございます。後ほどから考えますと、そこまでの必要があったかどうかとも疑わしいところもありますが、しかし、今後もしろんなことが起きると思いますが、しかし、そういう現象があったら、まず、命を守ることを優先させてまいりたいと思います。

○議長（濱砂 恒光君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 恒光君） これで質疑を終わります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 恒光君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第35号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 恒光君） 異議なしと認めます。従って、議案第35号、令和2年度（令和元年発生）林道竹元谷線災害復旧工事台風17号3号箇所の工事請負契約については、原案のとおり可決されました。

日程第16. 議案第36号

○議長（濱砂 恒光君） 日程第16 議案第36号、西米良村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。提出者の説明を求めます。

○村長（黒木 定藏君） 議長。

○議長（濱砂 恒光君） 村長。

○村長（黒木 定藏君） 上程をいただきました、議案第36号、西米良村農業委員会委員の任命につき同意を求めることにつきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は令和2年7月19日をもって、現在の西米良村農業委員会委員の任期が満了することから、農業委員会等に関する法律第9条第1項の規定に基づきまして、募集等を実施した結果、応募のあった別紙の者の任命について、同法第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。なお、新しい委員の任期は、令和2年7月20日から令和5年7月19日ということになります。以上、提案理由を申し上げますが、詳細につきましては、ご質疑に応じまして、担当課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議のうえご同意をいただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（濱砂 恒光君） 提出者の説明が終わりました。これから質疑を行います。

議案第36号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 恒光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 恒光君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第36号を採決します。この採決は、起立によって行います。本案に対し、原案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（濱砂 恒光君） 賛成多数と認めます。従って、議案第36号、西米良村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意されました。

日程第17. 議案第37号

○議長（濱砂 恒光君） 日程第17 議案第37号、令和2年度西米良村一般会計補正予算（第3号）を議題とします。提出者の説明を求めます。

○村長（黒木 定藏君） 議長。

○議長（濱砂 恒光君） 村長。

○村長（黒木 定藏君） ただ今上程をいただきました、議案第37号、令和2年度西米良村一般会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、2, 421万7, 000円を追加いたしまして、歳入歳出ともに27億4, 217万1, 000円とするものでございます。

主な歳入について申し上げます。国庫補助金1億7, 600万の増額は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金及び公共土木施設災害復旧費補助金等の補助率の確定などによるものであります。県補助金1, 312万4, 000円の増額は、県・市町村人口問題対策連携事業補助金及び応援商品プレミアム付き商品券発行业業補助金などでございます。繰入金2, 416万9, 000円の増額は、歳出予算の財源として財政調整基金から所要額を繰り入れるものであります。

主な歳出について、申し上げます。全般事項と申しまして、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、本年度予定しておりました事業や、やむなく中止の判断を行った事業の減額や当該感染症対策事業に係る経費を新たに計上させていただきます

た。議会費109万2,000円の減額は、感染症対策への取組みとして、本議会におきまして、行政調査費等の節約中止をいただいたものでございます。総務管理費706万9,000円の減額は、明日への翼事業の中止による減額のほか、県・市町村人口問題対策連携事業補助金等追加計上いたしております。社会福祉費402万7,000円の減額につきましては、令和の江戸見物事業の中止によるものであります。農業費845万8,000円の増額は、肉用繁殖農家の経営安定化を図るために、優良繁殖牛導入資金貸付やジビエ処置加工施設の焼却炉整備のためのほかに村内観光施設及び老朽化した施設の緊急的な更新対策による追加などであります。次に、商工費2,514万7,000円の増額は、村の感染症対策として、休業要請により影響を受けた観光施設への支援金及び県による経済対策として行われる、応援商品プレミアム付き商品券発行事業補助金でございます。消防費1,020万円の増額は、IP告知端末更新整備に係る委託料でございます。教育費190万円の減額は、中学校修学旅行の次年度への延期でございます。以上、提案理由のご説明を申し上げましたが、詳細につきましては、ご質疑に応じまして、担当課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議のうえ可決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明いたします。

○議長（濱砂 恒光君） 提出者の説明が終わりました。これから質疑を行います。

議案第37号について質疑はありませんか。

○議員（2番 児玉 義和君） 議長。

○議長（濱砂 恒光君） 2番、児玉 義和君。

○議員（2番 児玉 義和君） 担当課長に、2点ほどお伺いしたいと思います。まず1点目は、コロナ対策として村の方から村民に支給されました、一人2万円の商品券、これの回収率等につきましては、どのような状況になっているのか。2点目が今回はこのコロナ対策に対して、村当局は迅速な対応ができて、いろいろ計画されておりました事業の中止あるいは、予備費の確保等々によりまして、こういう迅速な対応ができたんだろうというふうに思っております。非常に素晴らしい対応であったというふうに思っているところでございますが、万が一、第二波、第三波等がきた場合、あるいはこのコロナウイルスじゃなくて、こういうような大きな事態があった時に村当局

としてまた、こういった事案が発生するやも分かりませんが、そういったことに対してなんらかの今後の対策、対応、考え等がありましたら、お聞かせ願いたい。以上です。

○むら創生課長（土居 博和君） 議長。

○議長（濱砂 恒光君） むら創生課長。

○むら創生課長（土居 博和君） 2番、児玉議員の最初のご質問にお答えさせていただきたいと思っております。質問にありました、第1段で行いました、村民への2万円の商品券の配布の回収率ですけれども、これがですね、6月2日現在になりますけれども、回収額がですね、1,023万6,500円、回収率が45.3%ということで、商工会の方から報告を受けております。以上です。

○村長（黒木 定藏君） 議長。

○議長（濱砂 恒光君） 村長。

○村長（黒木 定藏君） それでは、第2点目につきましては、私の方からお答え申し上げます。議員がご心配いただきますように、コロナウイルスにつきましても、第二波、第三波、大変心配されるところでありますし、一部では、もう第二波が始まったのではないかとすら今、言われているところであります。このことにつきましては、私どものこの西米良村に、そのような大きな伝播があるかということにつきましては、そんなに可能性は高くないだろうというふうには思っております。しかし、感染する可能性は非常に高いと思っておりますので、それらのための対策につきましては、コロナ対策協議会の中で、しっかり話し合いながら医療体制、それから受け入れ体制、それから搬送・消毒、いろんなことがございますから、それらのことにつきまして、しっかりと定めてまいりたいというふうには思っております。なお、いわゆる第二波、第三波で大きな、また、対策をしなきゃならないというときには、本議会にご相談申し上げます。基金をそのために、ある一定の額を積み立てておりますから、基金の取り崩しまで視野に入れながら、対応させていただこうというふうには思っておるところであります。以上です。

○議員（2番 児玉 義和君） 議長。

○議長（濱砂 恒光君） 2番、児玉 義和君。

○議員（2番 児玉 義和君） ありがとうございます。前段の商品券の回収につきましては、今現在で半分ぐらいというような状況だと思いますが、これからまた増えていくと思いますけれども、今月号だったですかね、村の会報の中に商工会からの使ってくださいよ、というチラシも入ってありました。ああいうような、消費してください、ぜひ使ってください、利用してくださいというような呼びかけというのは、ぜひ必要なことであつたんじゃないかなろうかと、いいことだなというふうに感心しました。ぜひ、今後も全員がこの2万円を大事に使い切ってもらえるように、村当局の方も推進していただくとよろしいかなというふうに思っております。それから、第2段の方は、先程村長がご答弁いただきまして、心強いことですが、特に地元で発生するということはなかなかでしょうが、よそからの入込客、限定する訳にはいきませんが、そういう方たちからの感染というものが、非常に怖いというふうに考えているところでございます。従いまして、行政関係者だけが一生懸命になるのではなくて、村民一人一人がそういった意識付けを持っていくような形でいくべきだと思います。現在、ホイホイラインでも時間がきたら、うがいをしましょう、手を洗いましょうというふうにやってもらってますけども、しつこいくらいにそういうような形でやっていくことが完全終息になるんじゃないかなというふうに思っております。ぜひ今後も手を緩めずにですね、ご指導いただきますようお願いしたいと思っております。以上です。

○議長（濱砂 恒光君） ほかにありませんか。

○議員（3番 白石 幸喜君） 議長。

○議長（濱砂 恒光君） 3番、白石 幸喜君。

○議員（3番 白石 幸喜君） それでは、担当課長にお伺いをいたします。まず、10ページ総務管理費でございますが、ホイホイ便事業関係でございます。今年度当初予算で4月から本格的にホイホイ便につきましては、事業を展開されているということでございますが、今回また、運用の見直しということでございます。これを見ますと業者のほうに委託されるような予算の計上、組み替えがなされるというふうに思いますが、それに至った理由を伺いたいと思っております。それから、13ページになりますが、農林水産業費、山村振興費の工事請負費、温泉施設工事請負費60万5,000円、湖の駅工事請負費275万円、緊急性があつたものと理解をしておりますが、工事の

内容について伺います。それから最後ですが、15ページの教育費、教育総務費の中で中学校修学旅行補助金190万円が減額をなされてございます。これにつきましては、7月に岩手県遠野市の方に予定をされていたということで、当初予算のほうでお伺いしておりますが、全額減額ということになっております。この理由と、小学校のほうはそのまま予算が残されておりますので、その理由について、3点伺いたいと思います。

○むら創生課長（土居 博和君） 議長。

○議長（濱砂 恒光君） むら創生課長。

○むら創生課長（土居 博和君） 3番、白石議員のご質問にお答えさせていただきます。まず、10ページのホイホイ便事業の件ですけれども、現在ですね、本事業につきましては、今年3月23日から本格運用をさせていただいております。今回は、予算の組み替えをさせていただいたところなんですけれども、当初予算成立以降に、運輸局の助言もいただきながら、委託先、各宅配業者、村との3者協議による運用方法、また、契約形態のみ見直しを行ったことによる組み替えでございます。具体的に申しますと、委託先を当初個人との契約で考えておったところなんですけれども、助言や3者協議の結果、屋号を付けた〇〇運送ということにすることによって、運営がやりやすくなり、契約時には〇〇運送という形で3者契約を結ばせていただいているところでございます。そのことで、車両の維持管理、また、運用についても委託先にて行うことができること、また、個人の場合では、緊急時に休んだりすることができない場合も考えられるんですけれども、〇〇運送ということで契約を結んだ場合は、ほかの方に業務をお願いすることも可能になるということで、そういった形で契約を締結させていただいているところでございます。そのようなことから、今回の予算の組み替えを行わせていただいたということになっております。続いて2番目の13ページ山村振興費の工事請負費についてですけれども、まず、温泉施設工事請負費、こちらにつきましては、厨房用の給湯器の整備事業でございます。こちらが急遽故障いたしまして、緊急に整備する必要があるということで計上させていただいております。下の湖の駅工事請負費ですけれども、こちらが施設のエアコンが先日故障いたしまして、これから夏を迎えるにあたり、早急に整備をする必要があると考えまして、今回の補正に計上させていただ

いております。以上です。

○教育総務課長（山田 高大君） 議長。

○議長（濱砂 恒光君） 教育総務課長。

○教育総務課長（山田 高大君） 白石議員から中学校修学旅行補助金の190万円の減額と小学校の修学旅行ということで、2点についてご回答申し上げます。修学旅行につきましても、本村では対象学年を小学校を5・6年生、中学校を1・2年生としております。場所は先日の議会で申し上げましたが、小学校は東京都、中学校は東北方面と東京都となっております。実施年度は隔年となっております、本年度が実施年度でございます。しかし、今回のコロナウイルスの影響によりまして、現在の中学校1・2年生は本年度は中止し、次年度へ延期という形をとりました。そのため、次年度は1年生から3年生まで、今年度2年生が行けなかったもので、3年生で行くということに変更いたしました。以上が中学校の補助金の減額の理由となります。関連して2点目ですけれども、小学校の修学旅行につきましても、現在の6年生は、小学校の最終学年ですので、延期ができませんので、本年度中に実施する予定でございます。場所につきましては、県内及び隣接県等を考えております。時期についても、10月後半を予定しております。また、このあたりにつきましては、校長会とも連携して相談していきたいと思っております。以上でございます。

○議員（3番 白石 幸喜君） 議長。

○議長（濱砂 恒光君） 3番、白石 幸喜君。

○議員（3番 白石 幸喜君） 今答弁いただきました工事関係、修学旅行につきましては、了解をいたしました。ぜひ、修学旅行ができればいいかなと考えております。先ほどのホイホイ便事業関係ですが、業務委託先はどちらになるのでしょうか。

○むら創生課長（土居 博和君） 議長。

○議長（濱砂 恒光君） むら創生課長。

○むら創生課長（土居 博和君） 白石議員の質問にお答えいたします。小川地区の花井さん。花井運送ということで契約させていただいております。以上です。

○議員（3番 白石 幸喜君） 議長。

○議長（濱砂 恒光君） 3番、白石 幸喜君。

○議員（3番 白石 幸喜君） 了解をいたしました。そのまま変わらないということであるようでございます。以上です。

○議員（6番 上米良 秀俊君） 議長。

○議長（濱砂 恒光君） 6番、上米良 秀俊君。

○議員（6番 上米良 秀俊君） 14ページなんですけれども、商工費負担金補助金及び交付金についてですね、応援商品プレミアム付き商品券1,022万7,000円が計上してあるわけなんですけど、この商品券の内容について、県から助成金がかかるということで、全県で使えるのか、それとも西米良で使えるのか、その内容についてお伺いしたいと思います。

○むら創生課長（土居 博和君） 議長。

○議長（濱砂 恒光君） むら創生課長。

○むら創生課長（土居 博和君） ただ今の6番、上米良秀俊議員のご質問にお答えいたします。おっしゃるとおりこちらは県のコロナ対策ということで行う事業でございます。今回は、30%のプレミアム率となっております。この内20%が県の負担、10%が村の負担ということになっているところでございます。こちら村の商工会のほうにお願いしようということで、今、計画しておりますけれども、村内の事業所で利用できる商品券ということになっておるところでございます。以上です。

○議員（6番 上米良 秀俊君） 議長。

○議長（濱砂 恒光君） 6番、上米良 秀俊君。

○議員（6番 上米良 秀俊君） 了解しました。1世帯当たりの割り当ては、どうなってますか。

○むら創生課長（土居 博和君） 議長。

○議長（濱砂 恒光君） むら創生課長。

○むら創生課長（土居 博和君） 購入の上限についてですけども、現在ですね商工会のほうともいろいろ打合せを行っております、現在村の独自の商品券もございまして、そういったことを踏まえながら、販売価格ですね、こちら現在1万円で1万3,000円分の商品券を購入できるようにするか、また、5,000円で6,500円の商品券を購入できるようにするか、その辺も踏まえて検討しております。その辺

を検討して村民の方が使いやすいような形を考えておるところでございます。以上です。

○村長（黒木 定藏君） 議長。

○議長（濱砂 恒光君） 村長。

○村長（黒木 定藏君） 補足説明をいたします。まず、今回のプレミアム付き商品券につきましても、県のほうで地域経済の活性化をさらに高めようということから、県が補助金を出そうということになりました。市町村によっては、県が15%、市町村が15%という市町村もあります。市町村というか市でございます。財政的に強いところについては、県は15%にさせてくれということでもございましたし、町村については、ほとんどみんな10%の負担になるだろうというふうに思っております。なお、今回の金額をみていただきますように、1,000万円なにがしでございます。私たちが年末とか、それから今まで対策をとってきたのは、ほとんど2,200～2,300万円でございますから、ざっと考えて今までの半分ということになろうかと思っておりますので、今回だけはやっぱり、売り切れもでるのかなという気もいたしているところでもあります。今課長が答弁しましたように、5,000円のほうがいいのじゃないのかなという案もございまして、商工会としっかり打合せながら、より良い方向で取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○議員（6番 上米良 秀俊君） 議長。

○議長（濱砂 恒光君） 6番、上米良 秀俊君。

○議員（6番 上米良 秀俊君） ありがとうございます。そのようなプレミアム付き商品券が出るということは、西米良村内の事業所も本当に元気になると思っておりますので、これについては、早急ですか、それとも盆頃までに発行され、使用できるようになるんですかね。

○むら創生課長（土居 博和君） 議長。

○議長（濱砂 恒光君） むら創生課長。

○むら創生課長（土居 博和君） 今回この補正で上げておりますけれども、決定ということになればですね、早急に、早ければ来月ぐらいからでも始められればいいなということで、話を進めているところでございます。以上です。

○議員（6番 上米良 秀俊君） 議長。

○議長（濱砂 恒光君） 6番、上米良 秀俊君。

○議員（6番 上米良 秀俊君） 了解しました。

○議員（5番 濱砂 征夫君） 議長。

○議長（濱砂 恒光君） 5番、濱砂 征夫君

○議員（5番 濱砂 征夫君） 担当課長にお伺いいたします。コロナ対策についてはいろいろと対策をされてきました。これからどのような対策を行うのか、また、第一次産業ですね、畜産業とか農林業このあたりの対策は考えておられるのかを伺いたいと思います。

○農林振興課長（濱砂 亨君） 議長。

○議長（濱砂 恒光君） 農林振興課長。

○農林振興課長（濱砂 亨君） ただ今の質問に、お答えしたいと思います。今回のコロナ関係におきまして、本補正予算のほうで計上しているものにつきまして、優良和牛導入資金の貸付制度、これを一旦止めておりましたが、今般のコロナ関係の肉用牛の価格低迷等を受けまして、今後の母牛の更新等の費用等をスムーズに行っていただく、今後和牛の価格が復活したときに、また、スムーズな経営に寄与していただくということで、今回、貸付金制度を再創設という形で計上させていただいたところです。合わせまして、優良和牛、特に100万円を超える和牛の導入につきましては、これまで20万円を助成しておりましたが、30万円に増額させていただきまして、支援をしていきたいというふうに考えております。また、その他の作物につきましては、今後、市場の動向、ちょうどコロナ時期が2月から4月までは、幸い村内の主要な作物については、出荷時期と外れておりましたので、直接の影響は今のところ出ていないところです。一部農薬が入らなかつたりとか、受粉用の蜂が西洋のほうの蜂が入らなかつたりとかという影響は出ておりますけれども、直接生産のほうには今のところ影響が出ておりませんが、今後、このコロナ関係の感染拡大が第二波、第三波となって影響が出てきた際には、現在、国のほうでも時期策のための支援制度もございますので、こういった制度も活用しながら、必要に応じて一次産業の支援についても取り組んでいきたいと考えております。以上です。

○村長（黒木 定藏君） 議長。

○議長（濱砂 恒光君） 村長。

○村長（黒木 定藏君） 補足説明をいたします。今言ったとおりでございますが、林業につきましては、今8,000円台では本当に厳しい状況になりました。議員が一番ご存じであります、これをどうするかというには、なかなかすぐ打つ手がなかなかございません。できる範囲内で村としましては、村有林材の搬出につきましては、中止をいたしまして、今回の補正でも減額をさせていただいたところありますから、やっぱり、ちょっと時期を待つ以外には打つ手がないというのが実際のところでございます。もちろん、都市における木材化の振興対策を拡大するための組織にも入らせていただいておりますし、役員もさせていただいておりますから、可能な限りそのような活動を進めながら、底辺広く木材に対するご理解を賜る努力はしてまいりたいというふうに思っております。それから、先ほど説明の中にもあったかと思いますが、コロナ対策と同時にですが、ゆず部会のほうからも米良のゆずを守って欲しい、そのためにはゆずを加工処理している米良食品に対する支援をして欲しい、米良食品についても大きな売り上げの減でございます、このままでいくとやっぱりゆずに影響が出るということも含めまして、勘案しましてそれらの対策を一緒にやらせていただくということをお願いしているところであります。以上です。

○議員（5番 濱砂 征夫君） 議長。

○議長（濱砂 恒光君） 5番、濱砂 征夫君

○議員（5番 濱砂 征夫君） 大変難しいことだと思います。一番影響が長引くんじやないかと思っております。材価については、ご存じのとおり前回の市で8,700円、昨日のくまもと製材の市で8,900円、その辺りからずっと変わらないのかなというのがありますし、今すぐどうこうはもう言えませんが、これから長引くようだといろんな対策を講じていただければありがたいと思います。以上です。

○議長（濱砂 恒光君） これで質疑を終わります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 恒光君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第37号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定す

ることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 恒光君） 異議なしと認めます。従って、議案第37号、令和2年度西米良村一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

日程第18. 一般質問

○議長（濱砂 恒光君） 日程第18 一般質問であります。

1番、黒木 竜二君の質問を許します。

○議員（1番 黒木 竜二君） 議長 1番。

○議長（濱砂 恒光君） 1番、黒木 竜二君。

○議員（1番 黒木 竜二君） 先に通告しておりました村民憲章の存在意義について、質問させていただきます。

今回のコロナ感染の影響によって、新しい生活様式が求められております。緊急事態が宣言される前のある記事に、「百の学問よりも千の経験よりも渾身の努力をする一人一人の純真さが国難から人を救う力となる。政府と国民が一体となって協力できるかが、国難に打ち勝つ鍵となる。」そんな言葉が記されておりました。本村では、コロナ対策での一連の出来事が村民と行政の一体感を生んだものと確信しております。とはいえ、未だ油断を許さない状況が続いていることに変わりはありません。村民としても現実問題として不安な状況が続くことも加味したうえで今一度基本に立ち返り、行政と村民が一体となって村づくりを行っていききっかけとして、今回の質問をさせていただきます。

それでは、現在の西米良村の村民憲章は、昭和60年1月1日に制定されております。当時の時代背景と共にどのような趣旨の下制定されたのか、お聞かせください。

続いて2点目に、この憲章が35年間村民と一緒にあらゆる場面で唱和されております。村民にとって行政にとってのどのような役割を果たしているのか、お聞かせください。最後に、時代と共に住民のニーズの多様化、価値観も変化しております。また、世代間の意識格差にもずれが生じております。村民憲章の内容の見直しは考えておられないでしょうか。以上3つの質問です。

○村長（黒木 定藏君） 議長。

○議長（濱砂 恒光君） 村長。

○村長（黒木 定藏君） それでは、1番、黒木 竜二議員からのご質問がございました、村民憲章の存在意義について、お答えをいたします。

西米良村民憲章は、議員のご指摘のとおり昭和60年1月1日に制定をされております。この憲章につきまして、昭和59年12月の村議会定例会におきまして、当時の濱砂熊村長が制定の経緯について報告をされております。それによりますと当時本村が高度経済成長の進展を背景とする中に、少子高齢化や住民の所得の低迷など厳しい環境に立たされており、こうした中で本村を営々と守り育ててきた祖先と次代を担う子孫のために豊かで、明るく、住みよい山村西米良を築くことが、今を生きる村民の責任であると捉えており、ちょうど昭和60年代、スタートの節目に当たって村づくりへの意欲を新たにすため、村民が共通に目指すべき目標として、憲章の制定に至ったというふうに伺っておるところであります。

当時の時代背景からしても、もっと村民が一致協力して、そして、同じ方向をしっかりと見ながら行くことが大切だということ等から、このような要請があったものと思います。また、策定にあたりましては、村議会をはじめ青年会、婦人会、老人会などの各界各層の代表の方、また、さらには学識経験者の皆さん等を委員として、委員会を設置しまして、いろんな提言を受けながら、草案作業が進められており、村民各位がこの憲章の意図するところを自覚し、その実践に努めて、自己の研鑽と村づくりへの努力を積み重ねていただくと、村民に対する村づくり参画への期待が込められていたようでございます。そして、それ以降その憲章の趣旨を踏まえ、村が村民一体となって村づくりに取り組んできたことは、議員のご承知のとおりでございます。村政の主役である村民による力強い村づくりのために、恒久的で不変的な村民一人一人の目指すべき姿であり、本村における最高位の村民の指針として位置づけられているものでございますので、村といたしましても、総合計画など様々な計画を進めるうえで前提としてきたところでもございます。こうしたことから、見直しにつきましては、現在具体的な方針は決めていないところではございますが、村づくりは常に時代の潮流を的確に捉えながら、変化しつつ進んでいくものでございます。憲章制定から35年が

経過し、時代や村民を取り巻く社会も大きく変化しているのも事実でございますので、必要なことは新たに加え、逆に前向きに改めることの検討することも必要かというふうには考えられます。例えば、村の人口が減りつつある中に、さらに地域コミュニティ維持が重要でございますので、人と人との支え合いや自助、共助を促すことであつたり、郷土愛を醸成することなどは、新たに考慮すべき項目ではないか、そのようにも考えられます。いずれにいたしましても、憲章というものは、恒久不変的なものであり、また、掟、規則でもあります。従いまして、現段階といたしましては、引き続き村民がこの憲章をしっかりと守り受け継ぐという姿勢で、守り継続してまいることを基本にいたしたく存じております。見直しの取り扱いにつきましては、今後多くのご意見を聴取し、お伺いしながら多様な観点から検討を行うことを申し上げまして、黒木議員の質問に対する答弁といたささせていただきます。

○議員（1番 黒木 竜二君） 議長 1番。

○議長（濱砂 恒光君） 1番、黒木 竜二君。

○議員（1番 黒木 竜二君） ありがとうございます。村民憲章、村民の方々、そこに、通常意識されているのかというところで考えますと、私20年前にこちらの方に移り住んだんですけども、一番最初にこの西米良村民として、いち早く西米良村民になるためには、ということでこの村民憲章を暗記させてもらいました。仕事のときでも、どんなときでも、この憲章は私の腹の中に常に入っている状態で毎日過ごしているつもりです。そういう中において、郷土愛に溢れる文言で歴史伝統を重んじ、そして豊かな自然に感謝しながら、規律正しい村民性が表現され、家族を大切にそして誇り高く豊かな村を作っていこうという内容が記されております。成人式の折のときに唱和をします。そして、昨年度には、130周年式典のときにも米良太鼓の感動的な継続というか、歴史を受け継ぐステージを見ながら村民憲章の唱和をしたところですけども、本当に村民が実際移り住んで来たときに、この憲章どおり、私が暗記してたとおりの姿を私たちの先輩はやってるなということを感じたところなんです。今もお先輩方の姿、そして考えているところを見ると、この村民憲章ありきというか、そういう姿が非常に、一緒になった感じになります。そういう意味合いでは私たち西米良村民は、という一人一人がそういう気持ちになって村づくりをする文言であると考えておりま

す。見直しについては、私、この憲章大変気に入っておるところでありますけれども、ただ、今回のコロナの関係で、生活体制がやっぱり変わってきます。そして、今度の流れとしては一極集中から、そして地方の分散という形に変わっていくような気がします。その地方分散型、リモートワークであったりとか、そういう流れになったときに、その村民憲章が移住した方々、そして、こちらに新人として入られた役場職員についてもですけども、そういう憲章を心に留めておくという作業をする必要もあるのではないかと考えております。以上です。ありがとうございます。

○村長（黒木 定藏君） 議長。

○議長（濱砂 恒光君） 村長。

○村長（黒木 定藏君） まずは、お礼を申し上げたいと思います。今回村民憲章について、ご質問をいただきましたのは、私は22年間初めてでございまして、残念ながら私自身も村民憲章につきまして、これでいいのかと、検討しなければいかんのかという機会を持たしていただきまして、大変ありがたく思っているところであります。今、議員がご指摘のように、村民憲章が村民の中にじっくりとしみ込んでいるというふうにも理解をしておりますが、中にはまだまだそうでない方もいらっしゃるかもしれません。しかし、この村民憲章が非常に私たちの西米良の村民を西米良の方向性をしっかりと見ているということにつきましては、私も納得をいたすところであります。ただ、例えば、この憲章の中に公共物を大切にしましょうというのがあるんです。非常に大切なことであります。大切なことだから当たり前だというふうに思いますが、村民の皆様の今の行動基準とか規範からしたときに、公共物を大切にしましょうというのは、憲章に書くべきものかという気はいたしております。もう、すでにみんな大切にしていると、大切にすることを何かに書かなくてもそれはもう我々の中に、それぞれの思いの中にみんながそのものを持っていらっしゃるという気もいたすところでありまして、それらを含めまして、これから、検討させていただこうと思います。ありましたように、西米良村の在り方、西米良村民の在り方を示すものでありますので、今後とも西米良がどう変わっていくのか、西米良村民の皆さんがどうあるべきなのかという視点からも、村民憲章と繋げてまいらなければならないと思っております。そして、今ありましたように、多くの方が人口交流でお越しになります。また、西米良

村にお住みいただく方もいらっしゃいます。それらの皆さん方を含めまして、村民の総意としてのこの憲章ということの制定も必要だというふうに思いますので、今後の課題とさせていただこうと思っております。以上です。

○議長（濱砂 恒光君） これで一般質問を終わります。

以上をもって、本定例会に付議されました案件の全てを審議終了しました。

これにて、令和2年第2回西米良村議会定例会を閉会します。ご苦労さまでした。

○事務局長（土持 光浩君） 一同、ご起立ください。一同礼、お疲れさまでした。

午前11時33分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員